

事務連絡
令和5年12月8日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

— 殿

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
の一部訂正に伴う差替えについて

令和5年12月7日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長宛てに発出した「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発1207第5号）」については、当初お送りしたものの記載に訂正があり、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差替えをお願いします。

なお、訂正内容は下記のとおりです。

記

箇所	正	誤
記の2（1） 2 タミフルカプセル75及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）の保険適用上の取扱いについて	（2）本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「 <u>通常、成人及び体重37.5kg以上の小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間経口投与する。</u> 」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	（2）本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「 <u>通常、オセルタミビルとして1回75mgを1日1回、7～10日間経口投与する。</u> 」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

以上